

NHK歳末たすけあい助成基準

第1条 趣 旨

県内の社会福祉施設等利用者が心豊かで充実した生活を送ることができるよう、歳末たすけあい運動の一環として県民から寄せられた寄付金を適正かつ効果的に助成することを目的に、社会福祉法人鳥取県共同募金会助成要綱第4条(3)にもとづき、基準を定める。

第2条 助成の対象とする団体等

(1) 社会福祉法人及びこれに準ずる団体が経営し、社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業等を行う施設又は施設利用者による団体、グループ。

ただし、介護保険施設・事業所、保育所は、助成対象外とする。

(2) 更生保護法人が経営する更生保護施設又は施設利用者による団体、グループ。

(3) 福祉を目的とした活動を行うNPO法人。

(4) 福祉を目的とした活動を行うボランティア団体。

第3条 助成対象要件

(1) 組織並びに事業の運営が特定の個人等により左右されないもの。

(2) 助成により取得した物品等にその旨を明示し、助成事業全般について有効な広報を行うもの。

第4条 助成の対象とする事業

別表「NHK歳末たすけあい助成対象表」に定める事業(以下、「指定事業」という。)であり、総事業費が助成限度額の概ね2倍以内の事業、かつ、特別な事情がある場合を除き、当該年度の末日までに完了する事業。

第5条 助成の対象としない経費

(1) 人件費及びこれに類する経費。

(2) 飲食にかかる経費。

(3) その他、本会が不相当と認める経費。

第6条 助成限度額及び基準額

別表「NHK歳末たすけあい助成対象表」のとおり。

第7条 助成の申請

助成を受けようとする者は、NHK歳末たすけあい助成申請書を別に定める期限までに本会に提出することとする。

第8条 助成の内定と通知

助成及び助成金の内定は、本会において厳正に審査した上で行い、その結果はすみやかに被助成者へ通知するものとする。

第9条 助成金額の確定と通知

本運動終了後、募金実績に基づいて助成金額を確定し、すみやかに被助成者へ通知することとする。

ただし、助成金額が前年度繰越金をもって充当できる場合はこの限りではない。

第10条 助成金の送金

前条の確定通知を受けた後、被助成者は所定の様式により本会あて助成金請求書を提出することとし、本会はこれを確認した後に送金することとする。

第11条 助成決定の取り消し

本基準に違反したとき及び次に該当する場合は、助成決定を取り消し、助成金の一部または全部の返還を求めることとする。

- (1) 助成金を指定事業以外に使用した場合。
- (2) 事業を実施する見込みがないと認めた場合。
- (3) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。
- (4) その他、本会が不相当と認めた場合。

第12条 助成事業の結果報告

被助成者は、事業完了後すみやかに別に定める結果報告書を本会に提出することとする。

第13条 助成事業の調査及び監査

- (1) 事業に関する範囲で調査及び監査を実施することがある。
- (2) 被助成者は、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を呈示し、調査及び監査に協力しなければならない。

附則

この基準は平成 26年8月5日より施行する。

附則

この基準は令和2年10月21日から施行し、令和2年度助成事業より適用する。

附則

この基準は令和4年10月21日から施行し、令和4年度助成事業より適用する。

(別表)

NHK歳末たすけあい助成対象表

事業区分	事業内容	助成対象団体等	助成率及び助成限度額
1	施設・団体等の利用者の文化活動等のための物品購入または地域住民等との交流事業等 (例) ○文化活動等に必要なレクリエーション用品、スポーツ用品、茶道具、陶芸用品、音楽映像機器、楽器等の購入 ○交流事業等にかかる材料費、広報費、通信運搬費、消耗品等の経費	NHK歳末たすけあい助成基準 「第2条 助成の対象とする団体等」 (以下、対象団体等という) 対象団体等 第2条(1)～(4)に 定めたもの	1施設・団体 1事業に限る 総事業費の 4/5以内 上限額20万円
2	福祉を目的とした活動を行うNPO法人、ボランティア団体を実施する、障がい児・者または児童に対する支援事業 (例) * 研修、イベント、啓発活動等の経費 * 児童の学習支援、子どもの居場所づくり事業 (こども食堂運営経費：年末年始の特別行事に係る経費等)	対象団体等 第2条(3)～(4)に 定めたもの	1施設・団体 1事業に限る 総事業費の 4/5以内 上限額50万円
3	福祉団体や施設等の利用者の安心・安全のため緊急に実施しなければならない事業 (例) 事案が発生してから一年以内で、課題解決のために必要な物品購入、修繕工事等その他、有益と認める事業	対象団体等 第2条(1)～(4)に 定めたもの	1施設・団体 1事業に限る 総事業費の 4/5以内 上限額50万円
4	豪雨による洪水など自然災害により被害を受けた施設・事業所に対する緊急を要する修繕等の整備事業(当該年度内に完了するもの) (例)建物の修繕、備品等の購入	対象団体等 第2条(1)～(3)に 定めたもの	1施設・事業所 1事業に限る 総事業費の 4/5以内 上限額50万円